

選挙の投票立会人を募集します

問申 選挙管理委員会(総務課内) Tel **64-1108**

若者をはじめとする町民の皆様の政治や選挙に対する関心を高め、選挙を身近なものに感じていただくため、期日前投票所、選挙期日における各投票所の投票立会人を募集しています。

申込みされた方は、投票立会人候補者名簿に登録され、選挙の際に名簿登録者の中から投票立会人が選任されます。選任された方はその選挙において、投票立会人として従事していただきます。

投票立会人の業務

立会人は、投票所及び期日前投票所において公正に投票が行われるよう立ち会います。

<主な業務>

- ①投票所開閉の立ち会い
- ②最初の投票前に投票箱が空であることの確認
- ③選挙人の入場から投票、退場までの立ち会い
- ④投票箱閉鎖の立ち会い など

募集対象及び立会人の資格

- ①住所地在湯浅町の方
 - ②選挙権を有する方
- ※当該選挙の候補者は不可。
※同一の政党その他の政治団体に属する者への投票区において2人以上選任は不可。

立会の場所・時間・報酬等

①場所・時間

	期日前投票	投票日当日
時間	8時30分～20時	7時～19時
場所	湯浅町役場	町内各投票所

- ②報酬 10,700円/日

申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- ①電子申請 (URL または二次元コードから申込み)

<https://logoform.jp/form/tUEU/504651>



- ②書面 (「登録申込書」を郵送又は持参にて選挙管理委員会(総務課内)に提出)

森林環境税(国税)の課税が始まります

問 住民生活課税務係 ①②番窓口 Tel **64-1106**

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、町県民税の均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。

なお、東日本大震災を踏まえて、防災施策に要する費用の財源を確保するために、個人町民税・県民税の均等割額に1,000円(町民税500円・県民税500円)が加算されていましたが、この臨時的措置は令和5年度で終了します。

※町・県民税均等割額、森林環境税額の合計額は、令和5年度・6年度とも5,500円となります。

※森林環境税が非課税となる基準は、個人町・県民税の均等割額が非課税になる基準と同じです。

森林環境税について

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が課税されます。森林環境税(国税)は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。